

新旧対照表

変更後	変更前
<p>(償還金等の受入れ等) 第17条 振替債等の元金または利子の支払いがある場合は、当行がお客様に代ってこれを受領し、指定口座に入金します。 2 (現行どおり) 3 振替決済口座に記載または記録されている一般債(差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消またはその申請を禁止されたものを除きます。)のうち、機構の社債等に関する業務規程により償還金(繰上償還金および定時償還金を含みます。以下同じ。)および利子を取り扱うもの(以下「機構関与銘柄」といいます。)の償還金および利子の支払いがあるときは、支払代理人が発行者から受領してから、<u>株式会社日本カストディ銀行</u>(上位機関)が当行に代わってこれを受け取り、当行が<u>株式会社日本カストディ銀行</u>(上位機関)からお客様に代わってこれを受領し、指定口座に入金します。</p>	<p>(償還金等の受入れ等) 第17条 振替債等の元金または利子の支払いがある場合は、当行がお客様に代ってこれを受領し、指定口座に入金します。 2 (省略) 3 振替決済口座に記載または記録されている一般債(差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消またはその申請を禁止されたものを除きます。)のうち、機構の社債等に関する業務規程により償還金(繰上償還金および定時償還金を含みます。以下同じ。)および利子を取り扱うもの(以下「機構関与銘柄」といいます。)の償還金および利子の支払いがあるときは、支払代理人が発行者から受領してから、資産管理サービス信託銀行株式会社(上位機関)が当行に代わってこれを受け取り、当行が資産管理サービス信託銀行株式会社(上位機関)からお客様に代わってこれを受領し、指定口座に入金します。</p>
<p>(連絡事項) 第18条 当行は振替債等について、次の事項をご通知します。 (1)～(4) (現行どおり) 2 <u>前項第2号の残高照合のための報告は、次の各号に掲げるいずれかの方法により取り扱います。</u> <u>(1) 通帳による取り扱いの場合は、通帳に振替債の銘柄、受渡日および預り残高等の法令で定める事項を、残高照合のための報告内容を含めて記帳します。</u> <u>(2) 取引残高報告書による取り扱いの場合は、取引残高報告書により残高照合のための報告を当行所定の時期に年1回以上行います。取引残高報告書には、振替債の銘柄、受渡日および預り残高等の法令で定める事項を記載します。なお、取引残高報告書による報告は、四半期ごと当該期間内において取引がある場合は、当行所定の時期に四半期に1回以上残高照合のための報告内容を含めて行います。</u> 3・4 (現行どおり)</p>	<p>(連絡事項) 第18条 当行は振替債等について、次の事項をご通知します。 (1)～(4) (省略) 2 前項第1号の残高照合のための報告は、振替債等の残高に異動があった場合に、当行所定の時期に年1回以上ご通知します。なお、法令等に定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行います。 3・4 (省略)</p>
<p>(当行の連帯保証義務) 第20条 日本銀行、機構または<u>株式会社日本カストディ銀行</u>(上位機関)が、振替法等に基づき、お客様(振替法第11条第2項に定める加入者に限りません。)に対して負うこととされている、次の各号の定める義務の全部の履行については、当行がこれを連帯して保証いたします。 (1)・(2) (現行どおり) (3) 一般債の振替手続きを行った際、機構または<u>株式会社日本カストディ銀行</u>(上位機関)において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載または記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた一般債の超過分(一般債を取得した者のないことが証明された分を除きます。)の償還金および利子の支払いをする義務 (4) その他、日本銀行、機構または<u>株式会社日本カストディ銀行</u>(上位機関)において、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務</p>	<p>(当行の連帯保証義務) 第20条 日本銀行、機構または資産管理サービス信託銀行株式会社(上位機関)が、振替法等に基づき、お客様(振替法第11条第2項に定める加入者に限りません。)に対して負うこととされている、次の各号の定める義務の全部の履行については、当行がこれを連帯して保証いたします。 (1)・(2) (省略) (3) 一般債の振替手続きを行った際、機構または資産管理サービス信託銀行株式会社(上位機関)において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載または記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた一般債の超過分(一般債を取得した者のないことが証明された分を除きます。)の償還金および利子の支払いをする義務 (4) その他、日本銀行、機構または資産管理サービス信託銀行株式会社(上位機関)において、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務</p>
<p>(規定の変更) 第29条 <u>この規定は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに当行ホームページ又はその他相当の方法により周知します。</u></p>	<p>(規定の変更) 第29条 この規定は、法令の変更その他必要な事由が生じたときに変更することがあります。なお、変更の内容が、お客様の従来の権利を制限し、またはお客様に新たな義務を課するものであるときは、その変更事項をご通知します。この場合、所定の期日までに異議の申立てがないときは、規定の変更にご同意いただいたものとして取り扱います。</p>